

本部役員報酬規程

第一条 この規程は社会福祉法人北出福社会の役員の報酬に関する事項を定める。

二 この規程において役員は、理事長、理事、監事、評議員とする。

第二条 役員で法人業務を行う者に対して以下の報酬を支給する

イ) 基本額 決算報告理事会及び定時評議員会1日当たり1万円以内

研修及び会議1日当たり1万円以内

ロ) 宿泊を伴う場合 宿泊経費実費

※研修費・交通費など業務に際して必要となる経費が1日の報酬を超える場合は、報酬を超えた分を支給するものとする。

※業務終了後書面をもって請求を受け、現金にて支給し領収書を徴する。

第三条 理事長、理事、監事に対して各年度において総額15万円を超えない範囲で報酬を支給するものとする。

二 評議員に対しては、定款第8条に基づき報酬を支給する。

第四条 慶弔祝金見舞金支給規定

役員とその配偶者の慶弔に際して、以下の祝い金・見舞金を贈るものとする。

婚儀3万円以内 出産2万円以内 受賞1万円以内

死亡3万円以内(配偶者2万円以内) 入院1万円以内

第五条 慰労金に関する規定

役員の辞職に際して以下の慰労金を贈るものとする。

イ) 任期満了による辞職

在職3期未満 1万円以内

在職3期以上 3万円以内

ロ) その他理由による辞職 1万円以内

ハ) 給付に際して受領書を徴する事とする。

この規程の改正は、理事会の議決後、評議員会の承認を経て改正する。

この規程は、平成15年4月1日より実施する。

[改正]第二条 平成26年5月18日

[改正]改正社会福祉法及び新定款対応 平成29年1月9日